

(別紙) 補助額・補助対象者等

対象事業	事業内容	区 分	補助率・ 上限額	補助対象者
再エネ活用可能性 調査事業 （第1号事業） 別途募集	再生可能エネルギーを活用 した熱利用事業の実施に必 要な設備導入の可能性を調 査する事業	熱利用事業	1/2以内 5,000千円	市町村、 民間事業者 （※1）
再エネ発電設備導 入事業 （第2号事業） (※4) 収益納付型 補助金	再生可能エネルギーを供給 する発電事業（太陽光発電 によるものを除く。）を実 施するために行う次に掲げ る事業 ア 発電設備の導入可能性 調査及び基本計画作成 イ 発電設備の設置に係る 詳細設計 ウ 発電設備設置工事	(1) 発電設備の導 入可能性調査・ 基本計画作成 (2) 発電設備の設 置に係る詳細設 計 (3) 発電設備設置 工事 ア 小水力 発電 イ その他	2/3以内 7,000千円 4/10以内 180,000千円 3/10以内 100,000千円	市町村、 民間事業者 （※2） 民間事業者 （※2）
促進区域内太陽光 発電設備導入事業 （第3号事業） (※4) 収益納付型 補助金	太陽光発電設備を設置す る事業（地域脱炭素化促進 事業として地球温暖化対 策の推進に関する法律（平 成10年法律第117号）第21 条第5項の規定により市 町村が定める同項2号の 促進区域内において行う 同法第22条の2第3項の 規定による市町村の認定 を受けた事業に限る。）	太陽光発電事業	4/10以内 12,000千円	民間事業者 （※2）
地域協議会運営事業 （第4号事業）	再生可能エネルギーの活用によるエネルギー自 立地域づくりを目的として設置される協議会の 運営事業		2/3以内 1,000千円	市町村、 民間団体等 （※3）
※1 県内に主たる事務所を置く中小企業者（個人事業主含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人 ※2 県内に主たる事務所を置く中小企業者（法人のみ）、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人 ※3 市町村に事務局が設置されている又は市町村の職員が責任者となっている等、実質的な市町村の参画を得て活動する団体であると認められるもの ※4 第2号事業及び第3号事業は、売電開始後の翌々年度からの一定期間において、補助金の全額に相当する金額を県に納付することを条件として補助金を交付するもの また、第2号事業(3)及び第3号事業について、エネルギー自立地域創出支援事業におけるエネルギー自立地域づくり計画募集要領に基づく、エネルギー自立地域づくり計画の対象事業である場合には、補助率及び上限額を10%上乘せし、上乘せした金額は収益納付の対象外とする				